

多度津町国土強靱化地域計画

令和 2 年 5 月

多度津町

目次

I	国土強靱化地域計画の策定趣旨	1
II	計画の位置付け	1
III	計画の基本的な考え方	2
1	基本的な方針	2
2	計画の基本目標	2
3	計画策定の手順	2
4	計画期間	2
IV	脆弱性評価	3
1	脆弱性評価とは	3
2	想定するリスク	3
3	「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」	3
4	脆弱性評価結果のポイント	5
V	多度津町の国土強靱化の推進方針	6
1	国土強靱化に向けた施策の分野	6
2	施策分野ごとの推進方針	6
3	その他	23
4	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針	23
VI	計画の推進と不断の見直し	34
1	P D C Aサイクルによる計画の着実な推進	34
2	計画の不断の見直し	34
資料 1	【リスクシナリオごとの脆弱性評価結果】	35
資料 2	【重要業績指標（K P I）】	50

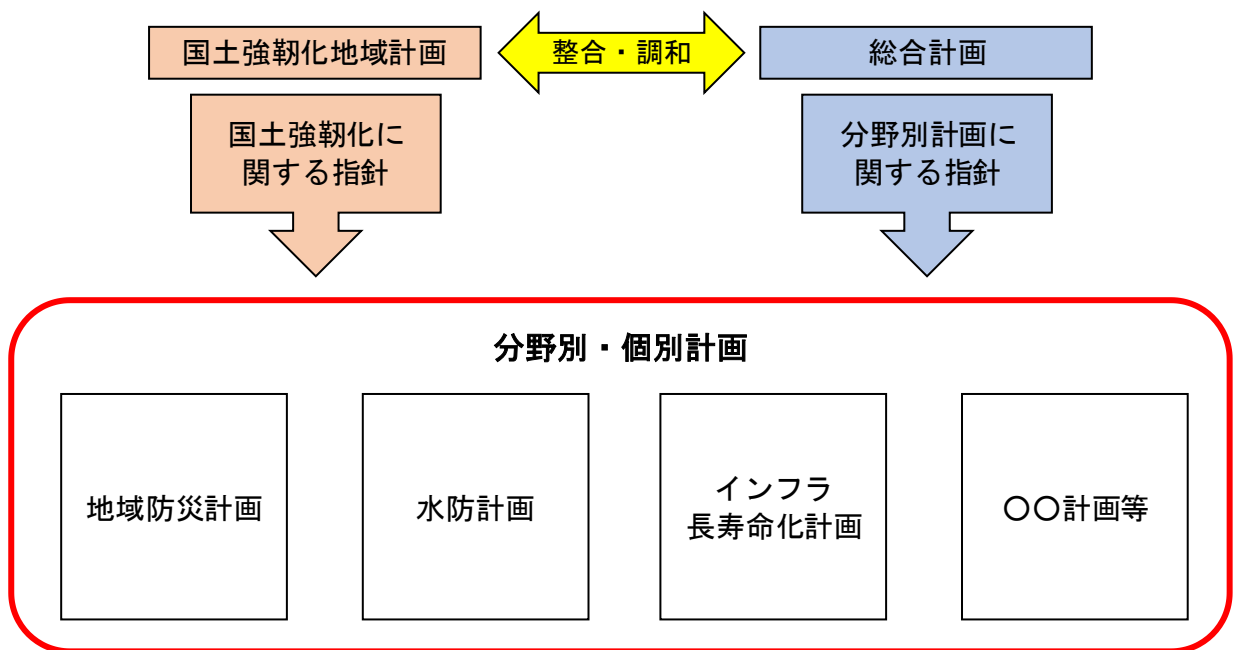
I 国土強靱化地域計画の策定趣旨

国において平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行し、平成 26 年 6 月には同法に基づき「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が策定され、香川県においても平成 27 年 12 月に「香川県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）が策定されたところである。

多度津町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、本町の強靱化に関する施策を国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、行政のみならず、町民及び民間事業者、NPO など（以下「事業者」という。）の関係者相互の連携のもと総合的、計画的に推進するための指針として策定する。

II 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、多度津町総合計画との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から多度津町地域防災計画をはじめとする本町の様々な分野別計画の国土強靱化施策を推進するうえでの指針として位置づけるものである。



Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本的な方針

本計画の策定にあたり、まず、本町における想定リスクを「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」と「大規模な風水害」と設定し、庁内各部局を横断的に、これらの想定リスクの要因の対応に向けた取組みを総合的に推進する。

2 計画の基本目標

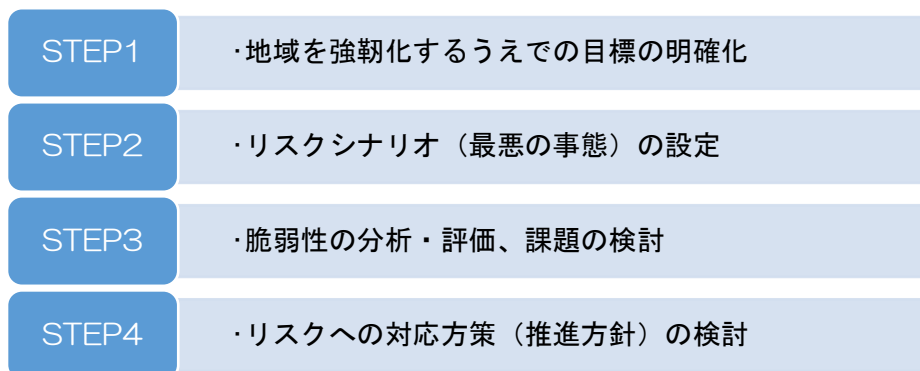
国の基本計画及び県の地域計画における基本目標を踏まえ、

- (1) 町民の生命を守る
- (2) 町と地域社会の重要な機能を維持する
- (3) 町民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興を行う

ことを本計画の基本目標とする。

3 計画策定の手順

図に示す4つのステップにより地域計画を策定することとする。



4 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とし令和5年度までの4年間を計画期間とする。また、多度津町総合計画の次期策定に合わせ、令和5年度に本計画の見直しを行う。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとする。

IV 脆弱性評価

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性を調査し、本町にどのような脆弱性があり、その脆弱性を克服するために、必要な施策の効率的・効果的な実施につなげるうえで重要なものである。「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するため、分析・評価を行った。

2 想定するリスク

本町においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また近年台風等に伴う豪雨による被害が甚大化する傾向となってきたこと等を踏まえ、大規模自然災害を想定リスクとしてとらえ脆弱性評価を行う。

（１）南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波

南海トラフにおける今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 70～80%程度（令和 2 年 4 月 1 日現在）であり、大規模な地震・津波が発生すれば町内で甚大な被害が想定される要因となる。

（２）大規模な風水害

想定し得る最大規模の降雨や大型台風等による大規模な風水害や土砂災害が発生すれば、町内で甚大な被害が想定される要因となる。

3 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」

脆弱性評価は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定した上で行うこととされており、国基本計画及び県地域計画との調和を図りながら、本町の特性を考慮した 8 つの「事前に備えるべき目標」及び 28 の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」】

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
① 町民の生命を守る ② 町と地域社会の重要な機能を維持する ③ 町民の財産と公共施設の被害を最小化する ④ 迅速な復旧・復興を行う	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建築物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
		2-2	長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	多数かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-6	医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給の停止
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	地域交通のネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 脆弱性評価結果のポイント

脆弱性評価結果は、資料1のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

本町における防災・減災等に資する施策は、各部局の計画に沿って取組を進めているが、想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを踏まえなければならない。よって、施策をできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステム整備等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。

(3) 部局間の横断的な取組と国や県、町民、事業者等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、本町だけでなく、国や県、町民、事業者など多岐にわたる。効率的、効果的に施策を実施するためには、庁内の部局間で横断的な取組を推進するとともに各実施主体間における連携が必要である。

V 多度津町の国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に向けた施策の分野

本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価の結果を踏まえ、以下の 11 の個別施策分野と 4 の横断的分野とする。

《個別施策分野》

①行政機能／消防等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤情報通信、⑥産業、⑦交通・物流、⑧農林水産、⑨国土保全、⑩環境、⑪土地利用

《横断的分野》

⑫地域防災力の強化、⑬老朽化対策、⑭新技術対策、⑮広域連携

2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果（別添資料）を踏まえ、①～⑮の記号に振り分けた施策分野において施策の実効性等を確保できるよう、それぞれ枝番号を付けて施策分野ごとの推進方針を以下に示すとともに、施策を推進する主体については町民、事業者、行政の 3 区分により明確にしている。（以下、町民は【民】、事業者は【業】、行政は【政】と表記する。）

《個別施策分野》

(1)行政機能／消防等(記号:①)

(行政機能)

＜施設等の耐震化の促進等＞

①-1 防災拠点等の耐震化……発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎及び消防本部をはじめとする公共施設等を防災上重要建築物として、耐震性の確保等を図る。【政】

①-2 非常用電源等の確保……防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備の整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。
【業・政】

＜業務継続体制の確保＞

①-3 業務継続体制の確保……いかなる災害においても発災後、早期に実施すべき応急業務や継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を適切に実施・継続するため、その業務の必要な人員・資源の確保・配分等を定めた B C P（業務継続計画）について適宜見直しを図る。【政】

＜訓練環境の充実強化等＞

①-4 消防等の資機材整備と訓練環境の強化……大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。【政】

④-5 職員・町民への防災訓練の実施……地域の特性等を考慮し、適宜職員防災訓練及び町民を対象とした防災訓練を行う。また、訓練内容の充実を図るとともに、町民においても様々な機会の訓練に参加するよう努める。【民・政】

＜防災関係機関相互の連携強化や広域応援・受援の体制整備＞

④-6 防災関係機関相互の連携強化……災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【業・政】

④-7 広域応援・受援体制の整備……災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【業・政】

＜島しょ部への対応＞

④-8 島しょ部への対応……自立的に避難活動が行えるよう消防団の活性化、避難施設、通信設備等の整備を行うとともに、本土と連携し島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、島しょ部における防災機能や共助体制の強化を図る。【民・業・政】

＜地域の人材の確保体制の強化＞

④-9 地域の人材確保体制の強化……応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。【民・業・政】

④-10 発災時の建設業者等の作業体制確保……復旧作業の長期化や作業人員の不足等に備え、あらかじめ民間事業者等との間での協定の締結や道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう担い手の確保を図る。【業・政】

＜その他の災害対応業務体制の強化＞

④-11 関係機関の連携による減災対策の促進……災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とする。国や県、町など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【民・業・政】

④-12 災害対応業務の標準化……災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化に努める。【政】

(消防等)

<施設等の耐震化の促進等>

①-13 消防団屯所等の耐震化……災害時に地域の災害活動の拠点となる消防団屯所等について、計画的な整備に努め耐震性の確保を図る。【政】

①-14 消防本部等の情報通信施設の整備……消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について、高機能化及び耐災害性を強化する。【政】

<消防等における体制整備>

①-15 訓練による救助・救急体制の整備……大規模な災害の発生に備え、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、救助・救急体制の整備を図る。【政】

①-16 消防等と自主防災組織との連携……消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【業、政】

①-17 緊急消防援助隊等の応援・受援体制整備……県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【政】

①-18 地震火災に対する活動体制整備……同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制を予め定めておく。【政】

①-19 消防団の活性化……女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。【民・業・政】

①-20 自衛隊との連絡体制整備……自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【政】

①-4 消防等の資機材整備と訓練環境の強化……大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。【政】<再掲>

①-10 発災時の建設業者等の作業体制確保……警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【業・政】<再掲>

<島しょ部への対応>

①-21 島しょ部への体制整備……島しょ部において、自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【政】

(2)住宅・都市(記号:⑥)

<公共施設等の耐震性の確保>

⑥-1 学校等の耐震化……学校、社会福祉施設、保育所等の公共的施設については、

避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、外壁等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策を推進する。【業・政】

⑥-2 公共施設等の耐震化……多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【業・政】

⑥-3 住宅等の耐震化……住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【民・業・政】

⑥-4 文化財の適切な管理……文化財の所有者及び管理者に防災意識の啓発を行うとともに、町所有・管理の文化財の安全及び防火設備の保守点検等を適切に行い保存に努める。【業・政】

⑦-1 防災拠点等の耐震化……発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎及び消防本部をはじめとする公共施設等を防災上重要建築物として、耐震性の確保等を図る。【政】＜再掲＞

＜不特定多数の利用者が利用する施設等における対応＞

⑦-5 不特定多数利用施設の避難体制整備……学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設並びに地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【業・政】

＜避難等の体制の整備＞

⑦-6 津波避難計画等の体制整備……津波被害が予想される沿岸部等の地区について、町の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、町民にあらかじめ十分周知する。【民・業・政】

⑦-7 津波避難に係る情報伝達体制整備……地震発生時に適切な避難が行えるよう津波警報等の内容も踏まえ、避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【政】

⑦-8 津波被害が予想される沿岸部等の地区の指定及び該当地区の活性化……津波浸水予測図を基本として津波被害が予想される沿岸部等の地区を指定するとともに、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【民・政】

⑦-9 津波被害が予想される沿岸部等の地区内の体制整備……指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等においては、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の体制整備を図る。【民・業・政】

⑦-10 避難行動要支援者に対する支援体制整備……高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察、消防機関や自主防災組織等に対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備

を図る。【町民・事業者・行政】

⑥-11 避難路等の整備……住民が徒歩で確実に避難できるよう避難路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強・補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【民・政】

⑥-12 避難場所及び避難所の整備……災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【政】

＜市街地等における火災対策＞

⑥-13 地域の火災対策……各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【民・業・政】

⑥-14 火災に対する訓練の実施……地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【民・業・政】

⑥-15 市街地の火災対策……市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【民・政】

⑥-16 火災に対する避難場所等の整備……街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【政】

⑥-17 老朽化空き家対策の推進……老朽化した空き家については、所有者の意向を踏まえつつ、除却の支援や適正な管理を助言する等の対策を推進する。【民・政】

＜雨水等の再利用の促進や水道・電力等のライフラインの体制整備＞

⑥-18 地下水・再生水等の整備利用……地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して自主規制などを行い地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、町民への普及啓発を図る。【民・業・政】

⑥-19 井戸水利用の体制整備……災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【民・業・政】

⑥-20 上水道施設の耐震化等や広域応援体制の整備……水道施設について、地震に

よる施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備や他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【業・政】

⑥-21 下水道施設の管理やBCP策定等の体制整備……下水道施設の耐震診断を実施し改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を実施するとともに、下水道BCPの策定推進や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、長寿命化計画を策定し適切な施設管理に努める。【政】

⑥-22 電力供給体制の整備……発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など設備毎の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な設備のバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【業】

⑥-23 ガス供給体制の整備……発災時においてもガス供給を確保するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【業】

＜食料・飲料水等の調達等の確保体制＞

⑥-24 自助による食料・飲料水の準備……防災の基本である「自らの命は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【民・業・政】

⑥-25 食料・飲料水の調達体制の整備……食料（食物アレルギー等への対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして調達の確保を図る。【業・政】

⑥-26 備蓄体制の確保……食料や飲料水等について、島しょ部の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして調達の確保を図る。【業・政】

＜帰宅困難者対策＞

⑥-27 発災時における行動の啓発……「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。【民・業・政】

⑥-28 発災後の事業所対応の啓発……事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性やそのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について、必要な啓発を行う【業・政】

⑥-29 帰宅困難者の避難所等の対策……避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。また、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【業・政】

⑥-30 徒歩帰宅者への支援体制整備……県とコンビニエンスストア等を展開する法人等との間で締結した協定に基づき、災害時の徒歩帰宅者への食料や飲料水の提供

など、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。【業・政】

⑥-31 帰宅困難者への情報提供体制整備……公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報をインターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【業・政】

⑥-32 観光客等への情報伝達体制の整備……災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるように、地理的に不慣れな観光客等が安全な場所へ適切な避難行動をとるための非難誘導方法を整備するとともに、避難後、帰宅や避難継続の判断を行うために必要な公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制の整備を検討する。【業・政】

＜自主防災組織の活動体制の強化＞

⑥-33 自主防災組織の結成や活動促進……地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【民】

⑥-34 自主防災組織の強化及びリーダーの育成……自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの育成に努める。【民・業・政】

⑥-14 火災に対する訓練の実施……地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【民・業・政】＜再掲＞

(3)保健医療・福祉(記号:㉔)

＜医療救護体制の強化＞

㉔-1 被災地のための医療救護体制の整備……被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【業・政】

㉔-2 避難所における医療救護体制の整備……避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【業・政】

㉔-3 医療救護のための輸送・供給体制の確保……災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう緊急輸送路等の道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、災害時における医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【業・政】

㉔-4 避難所等の医療・保健衛生等の体制整備……医師会が組織する災害派遣チーム（JMAT）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動がで

きるよう必要な体制整備を進める。【業・政】

- ㉑-10 発災時の建設業者等の作業体制確保**……災害派遣医療チーム（DMA T）などが被災地に円滑に到達できるよう道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【業・政】＜再掲＞

＜島しょ部への対応＞

- ㉑-5 島しょ部の医療体制の充実**……災害の発生に備え、島しょ部においては医師が不足していることから、医師の確保を推進するとともに、患者搬送手段としてかがわ遠隔医療ネットワーク（K-M I X）の整備・拡充など医療体制の充実を図る。
【業・政】

＜社会福祉施設等における体制整備＞

- ㉑-6 社会福祉施設等の被災者支援の体制整備**……社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう体制の整備に努める。【業・政】
- ㉑-7 社会福祉施設等の連携強化や器材等の整備**……社会福祉施設等において、災害時における県、市町、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【民・業・政】

＜感染症等の発生・まん延における対策＞

- ㉑-8 感染症等の対策**……情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ臨時の予防接種を行う体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう医療提供体制を整備する。なお、町内において対応が困難な場合は、国による技術的援助又は県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【業・政】

（4）エネルギー（記号：㉑）

＜再生可能エネルギーの導入促進＞

- ㉑-1 再生可能エネルギーの導入促進**……再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点や大規模災害発生時のエネルギー源の確保の観点から重要であるため、「住宅用太陽光発電設備設置への補助」や「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」など再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【民・業・政】

＜災害に備えた燃料等の確保体制の整備＞

- ㉑-2 発災時の車両等への燃料確保**……大規模災害発生時に、災害対処に当たる車両等に燃料供給を優先的に見えるよう協定締結等を推進する。【業・政】
- ㉑-3 事業者へ燃料の取扱等の周知**……事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱のガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について消防機関などに

周知を行う。【業・政】

㉔-4 燃料供給ルートの確保……関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【業・政】

㉔-2 非常用電源等の確保……防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備の整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。

【業・政】＜再掲＞

㉔-10 発災時の建設業者等の作業体制確保……災害時の燃料供給が円滑に行えるよう道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【業・政】＜再掲＞

㉔-7 社会福祉施設等の連携強化や資機材等の整備……社会福祉施設等について、非常用自家発電機等の整備に努める。【業】＜再掲＞

(5)情報通信(記号:㉔)

＜行政における情報伝達体制の強化＞

㉔-1 避難情報の伝達体制の整備……避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【政】

㉔-2 要配慮者への情報伝達体制の整備……情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら情報伝達体制の整備等に努める。【民・政】

㉔-3 多様な情報伝達手段による迅速化……防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、多度津町防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、町民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備にも努め、町民による情報伝達体制も確立する。【民・政】

㉔-4 島しょ部の情報通信の整備……島しょ部において、災害により通信の途絶等による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備するよう努める。【政】

㉔-5 外国人への情報伝達体制の整備……町内には多くの外国人が居住しているため、外国語、やさしい日本語による情報提供に取り組む。また、多言語でのハザードマップの作成を行うなど災害を見据えた支援を図る。【政】

＜事業者を含む情報伝達体制の整備＞

㉔-6 発災時の重要通信体制の整備……発災時においても重要通信を確保するため、

設備を強固にし地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。【業・政】

⑨-7 発災時の情報通信等の送出・受信の確保……発災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。【業】

(6)産業(記号:⑩)

<業務継続体制の確保>

⑩-1 企業の事業継続体制の確保……商工会議所が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのBCP策定セミナーの開催等を行い、早期のBCP策定を促進する。【業・政】

<サプライチェーンの途絶を防ぐ対策>

⑩-2 サプライチェーンの途絶対策……大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【業・政】

(7)交通・物流(記号:⑪)

<物資の供給・輸送体制の強化>

⑪-1 緊急輸送路確保の体制整備……緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【業・政】

⑪-2 緊急輸送体制の構築……物資の緊急輸送が円滑に実施されるようあらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し緊急輸送体制の構築を図る。【業・政】

⑪-3 支援物資の供給体制整備……「プッシュ型支援」の後に続く「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう体制整備を図る。【業・政】

⑪-4 港湾区域内航路確保の体制整備……港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないように国や県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め速やかな障害物の除去等に努める。【業・政】

⑪-10 発災時の建設業者等の作業体制確保……物資の緊急輸送が円滑に行えるよう道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【業・政】<再掲>

⑩-2 サプライチェーンの途絶対策……大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【業・政】<再掲>

＜道路ネットワークの強化＞

⑧-5 都市計画道路等の整備推進……物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、都市計画道路を含めた道路の早期完成に向け、国や県と連携して整備を積極的に推進する。【業・政】

⑧-6 代替路確保のための情報共有……災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【業・政】

＜道路施設の防災対策＞

⑧-7 道路施設の耐震化……耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。【政】

⑧-8 橋梁の長寿命化計画策定及び代替路の確保……道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【政】

⑧-9 道路施設の維持管理……道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【政】

⑧-10 道路空洞化の防止……道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【業・政】

＜港湾施設の防災対策＞

⑧-11 港湾長寿命化計画に基づく維持管理……港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【政】

＜新幹線の導入促進＞

⑧-12 新幹線の導入促進……災害に対する交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入を促進する。【業・政】

＜島しょ部における道路施設等の防災対策＞

⑧-13 島しょ部の道路施設等の対策……島しょ部において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう道路・海岸堤防等の耐震補強等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【業・政】

(8)農林水産(記号:h)

<ため池の防災対策>

h-1 ため池に対する避難体制の確立……地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップ作成や普及啓発を促進し、町民の避難体制を確立する。【民・業・政】

h-2 老朽化ため池の整備……地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い農業用水の確保を図る。【業・政】

h-3 大規模ため池の整備……地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなどにより地域の安全性の確保を図る。【業・政】

h-4 中小規模溜池の整理・保全……豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【政】

<農業施設の整備や地域資源の保安全管理>

h-5 地域住民による地域資源の保安全管理……農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携し、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【民・業・政】

h-6 地域資源の保安全管理による地域防災力強化……防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保安全管理等を推進するとともに、これらを通じて地域防災力の強化を図る。【民・業・政】

h-7 農業生産基盤等の回収・整備……農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【業・政】

h-8 農地等の塩害対策……津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど、必要な塩害対策を促進する。【業・政】

h-9 鳥獣被害の防止対策……鳥獣による農業被害により、耕作放棄地の発生などの農地の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整等、ハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する。【業・政】

<漁港施設の整備>

h-10 漁港長寿命化計画による整備……防波堤等の漁港施設の機能保全を行うため、施設の老朽化対策として長寿命化のための調査や計画策定を実施するとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。【政】

h-11 漁港施設の防災機能強化……防災・減災対策として、防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備を行うよう努める。【政】

＜森林整備・保全対策＞

①h-12 多様な森林整備の推進……森林の整備に当たっては、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【民・政】

①h-13 地域コミュニティと連携した森林整備保全……森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【民・政】

①h-14 災害に強い森林作りの推進……山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【民・政】

(9)国土保全(記号:①)

＜河川・海岸堤防等の整備＞

①i-1 河川・海岸堤防等の地震・津波対策……河川や海岸堤防等について、県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設については、発災時に大きな被害が出ないように長寿命化計画の策定等に努める。【政】

①i-2 河川の維持管理及び施設の整備……浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため維持・修繕等を行うとともに、県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備を行う。【政】

①i-3 自然に配慮した河川・海岸堤防等の整備……河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【政】

＜津波等からの円滑な避難を確保するための対策＞

①i-4 町民の津波等からの避難対策……津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップ等を作成するとともに、ホームページへの掲載などにより、適切な避難について町民への周知に努める。【民・政】

①i-5 洪水等の避難体制確立及び排水施設の整備……洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、県が公表する想定し得る最大規模の浸水想定を活用しハザードマップの作成を推進することで、町民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【民・政】

①i-6 浸水区域ごとの避難体制の周知……浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。【民・政】

①i-7 消防団の活性化及び育成強化……女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【民・政】

①i-8 津波対策に係る水門の自動化等の検討……津波への迅速な対応が可能になるよう水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。【政】

＜土砂災害や山地災害への対応＞

- ①-9 土砂災害の住民への周知……地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害防止に努め、特に土砂災害警戒区域等については、広報活動等により住民等への周知を徹底する。【政】
- ①-10 土砂災害危険区域付近の住民への啓発……土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【民・政】
- ①-11 砂防ボランティアの支援……土砂災害から町民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【民・政】
- ①-12 土石流危険溪流の対策……土石流危険溪流について、災害を未然に防止するため危険度の高いところから砂防工事を県へ要望するとともに、事業に対しての協力をを行う。【政】
- ①-13 急傾斜地崩壊危険箇所の対策……急傾斜地崩壊危険箇所について、町が行う小規模なものについては危険度や地元要望を勘案し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから崩壊防止工事を県へ要望するとともに、事業に対しての協力をを行う。【政】
- ①-14 地すべり危険箇所の対策……地すべり危険箇所について、災害を未然に防止するため危険度の高いところから地すべり防止工事を県へ要望するとともに、事業に対しての協力をを行う。【政】
- ①-15 山地災害危険箇所の対策……山地災害危険地について、災害を未然に防止するため危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【政】

(10)環境(記号:①)

＜廃棄物処理対策＞

- ①-1 災害廃棄物仮集積場等の候補地選定……仮集積場・処分場の候補地の選定等については、県災害廃棄物連絡協議会において、県や関係市町との間において情報共有を図り、選定に向けて検討を行う。なお、有害物質の漏えい等により有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【業・政】
- ①-2 廃棄物処理に係る人材育成……処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の専門的な技術に関する知識を有する人材の育成を図る。【業・政】
- ①-3 廃棄物処理施設の強化……廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【業・政】

＜津波等による漂流物の対策＞

①-4 津波等による漂流物の回収処理体制の整備……津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【政】

⑧-4 港湾区域内航路確保の体制整備……港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう国や県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め速やかな障害物の除去等に努める。【業・政】＜再掲＞

＜有害物質の漏洩による環境汚染等の対策＞

①-5 有害物質汚染防止等の対策……有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【業・政】

＜浄化槽に係る転換促進＞

①-6 合併浄化槽の転換促進……老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【政】

(11)土地利用(記号:Ⓚ)

＜地籍調査の促進＞

Ⓚ-1 地籍調査事業の促進……災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。【民・政】

＜災害に強いまちづくりへの対策強化＞

Ⓚ-2 住宅密集地等の改善整備……地震時等に大規模火災のリスクが高い住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。【民・政】

Ⓚ-3 災害に強いまちづくり対策……長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【民・政】

《横断的分野》

(1)地域防災力の強化(記号:①)

①-1 地域防災力の強化……地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学等と連携した防災・危機管理に関するリーダーの育成などを通じて、地域防災力の強化を図る。【民・業・政】

- ⑥-8 津波被害が予想される沿岸部等の地区の指定及び該当地区の活性化**……津波浸水予測図を基本として津波被害が予想される沿岸部等の地区を指定するとともに、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【民・政】＜再掲＞
- ⑥-10 避難行動要支援者に対する支援体制整備**……高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察、消防機関や自主防災組織等に対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【民・業・政】＜再掲＞
- ⑥-13 地域の火災対策**……各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【民・業・政】＜再掲＞
- ⑥-14 火災に対する訓練の実施**……地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、町や消防機関の指導の下に自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【民・業・政】＜再掲＞
- ⑥-33 自主防災組織の結成及び活動促進**……地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【民】＜再掲＞
- ⑥-34 自主防災組織の強化及びリーダーの育成**……自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの育成に努める。【民・業・政】＜再掲＞
- ⑧-6 地域資源の保全管理による地域防災力強化**……防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて地域防災力の強化を図る。【民・業・政】＜再掲＞
- ⑩-7 消防団の活性化及び育成強化**……女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【民・政】＜再掲＞
- ⑩-11 砂防ボランティアの支援**……土砂災害から町民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【民・政】＜再掲＞

(2)老朽化対策(記号:㊦)

- ⑥-20 上水道施設の耐震化等や広域応援体制の整備**……水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進する。【業・政】＜再掲＞
- ⑥-21 下水道施設の管理やBCP策定等の体制整備**……持続可能な下水道事業の実施を図るため、長寿命化計画を策定し適切な施設管理に努める。【政】＜再掲＞

- ⑧-8 橋梁の長寿命化計画策定及び代理路の確保……道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として長寿命化計画を策定し、予防的な修繕や計画的な架け替えを実施するよう努める。【政】＜再掲＞
- ⑧-11 港湾長寿命化計画に基づく維持管理……港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の老朽化対策として長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【政】＜再掲＞
- ⑨-2 老朽化ため池の整備……地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い農業用水の確保を図る。【民・業・政】＜再掲＞
- ⑨-7 農業生産基盤等の改修・整備……農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【政】＜再掲＞
- ⑨-10 漁港長寿命化計画に基づく整備……防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、施設の老朽化対策として長寿命化のための調査や計画策定を実施するとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。【政】＜再掲＞
- ⑩-1 河川・海岸堤防等の地震・津波対策……堰、水門等防災上重要な施設について、発災時に大きな被害がでないよう長寿命化計画の作成等に努める。【政】＜再掲＞
- ⑩-6 合併浄化槽の転換促進……老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【政】＜再掲＞

(3)新技術対策(記号:㊦)

- ㊦-1 新技術の活用……耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行いこれらの新技術を積極的に活用していく。【業・政】

(4)広域連携(記号:㊧)

- ㊧-6 防災関係機関相互の連携強化……災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【業・政】＜再掲＞
- ㊧-7 広域応援・受援体制の整備……災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【業・政】＜再掲＞
- ㊧-17 緊急消防援助隊等の応援・受援体制整備……県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【政】＜再掲＞

㉑-20 自衛隊との連絡体制整備……自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう要請の
手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊
に連絡しておくなど体制を整備する。【政】＜再掲＞

㉒-20 上水道施設の耐震化や広域応援体制の整備……上水道施設の耐震化等や広域
応援体制水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとど
めるため、水道事業者間における広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。
【業・政】＜再掲＞

㉓-1 被災地のための医療救護体制の整備……被災地の医師、医薬品、医療機材の不
足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連
携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、
患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【業・政】＜再掲＞

㉓-8 感染症等の対策……感染症等の発生・まん延を防ぐため、町内において対応が
困難な場合は、国による技術的援助又は県等による協力・支援を要請するなどの体
制整備を図る。【業・政】＜再掲＞

3 その他

消防防災施設、道路や港湾などの公共施設等の整備、学校施設や社会福祉施設の耐震
化、農林水産関係施設の整備などについて、総合計画や地域防災計画などの定めると
ころにより、その充実・強化を図る。

4 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの推進方針

施策分野ごとの推進方針をリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に当ては
めた推進方針は次のとおりである。

※ 推進方針ごとに付した番号は、下記のとおり本文中「Ⅴ 多度津町の国土強靱化の推進
方針」に示す施策分野ごとの推進方針としての対応を明らかにするため、記載している。

《個別施策分野》……㉑行政機能／消防等、 ㉒住宅・都市、
㉓保健医療・福祉、 ㉔エネルギー、
㉕情報通信、 ㉖産業、
㉗交通・物流、 ㉘農林水産、
㉙国土保全、 ㉚環境、
㉛土地利用

《横断的分野》……㉜地域防災力の強化、㉝老朽化対策、
㉞新技術対策、㉟広域連携

【リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） ごとの推進方針】

事前に備えるべき 目標 ①	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
------------------	-------------------------------

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針	
1-1	住宅・建築物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	㉑-1	防災拠点等の耐震化
		㉑-6	防災関係機関相互の連携強化
		㉑-7	広域応援・受援体制の整備
		㉑-16	消防等と自主防災組織との連携
		㉑-17	緊急消防援助隊等の応援・受援体制整備
		㉑-18	地震火災に対する活動体制整備
		㉒-1	学校等の耐震化
		㉒-2	公共施設等の耐震化
		㉒-3	住宅等の耐震化
		㉒-4	文化財の適切な管理
		㉒-13	地域の火災対策
		㉒-14	火災に対する訓練の実施
		㉒-15	市街地の火災対策
		㉒-16	火災に対する避難場所等の整備
		㉒-17	老朽化空き家対策の推進
		㉒-29	帰宅困難者の避難所等の対策
		㉓-7	道路施設の耐震化
		㉓-8	橋梁の長寿命化計画策定及び代替路の確保
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	㉑-4	消防等の資機材整備と訓練環境の強化
		㉒-1	学校等の耐震化
		㉒-2	公共施設等の耐震化
		㉒-3	住宅等の耐震化
		㉒-5	不特定多数利用施設の避難体制整備
		㉒-1	新技術の活用
1-3	大規模津波等による多数の死者の発生	㉑-6	防災関係機関相互の連携強化
		㉑-7	広域応援・受援体制の整備
		㉑-8	島しょ部への対応
		㉑-11	関係機関の連携による減災対策の促進
		㉒-6	津波避難計画等の体制整備
		㉒-7	津波避難に係る情報伝達体制整備

		㊦-8	津波被害が予想される沿岸部等の地区の指定及び該当地区の活性化
		㊦-9	津波被害が予想される沿岸部等の地区内の体制整備
		㊦-11	避難路等の整備
		㊦-14	火災に対する訓練の実施
		㊥-1	避難情報の伝達体制の整備
		㊥-2	要配慮者への情報伝達体制の整備
		㊥-3	多様な情報伝達手段による迅速化
		㊩-1	河川・海岸堤防等の地震・津波対策
		㊩-3	自然に配慮した河川・海岸堤防等の整備
		㊩-4	町民の津波等からの避難対策
		㊩-8	津波対策に係る水門の自動化等の検討
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	㊠-11	関係機関の連携による減災対策の促進
		㊩-2	河川の維持管理及び施設の整備
		㊩-5	洪水等の避難体制確立及び排水施設の整備
		㊩-6	浸水区域ごとの避難体制の周知
		㊩-7	消防団の活性化及び育成強化
1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生	㊠-6	防災関係機関相互の連携強化
		㊠-7	広域応援・受援体制の整備
		㊠-11	関係機関の連携による減災対策の促進
		㊨-1	ため池に対する避難体制の確立
		㊨-2	老朽化ため池の整備
		㊨-3	大規模ため池の耐震化
		㊨-4	中小規模ため池の整理・保全
		㊨-5	地域住民による地域資源の保全管理
		㊨-12	多様な森林整備の推進
		㊨-13	地域コミュニティと連携した森林整備保全
		㊨-14	災害に強い森林づくりの推進
		㊩-9	土砂災害の住民への周知
		㊩-10	土砂災害危険区域付近の住民への啓発
		㊩-11	砂防ボランティアの支援
		㊩-12	土石流危険渓流の対策
		㊩-13	急傾斜地崩壊危険箇所の対策
		㊩-14	地すべり危険箇所の対策
		㊩-15	山地災害危険箇所の対策
		㊮-1	新技術の活用

事前に備えるべき 目標 ②	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
------------------	---

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止	①-10	発災時の建設業者等の作業体制確保
		①-18	地下水・再生水等の整備利用
		①-19	井戸水利用の体制整備
		①-20	上水道施設の耐震化等や広域応援体制の整備
		①-24	自助による食料・飲料水の準備
		①-25	食料・飲料水の調達体制確保
		②-1	被災地のための医療救護体制の整備
		②-2	避難所における医療救護体制の整備
		③-3	事業者へ燃料の取扱等の周知
		④-1	緊急輸送路確保の体制整備
		④-2	緊急輸送体制の構築
		④-3	支援物資の供給体制整備
		④-5	都市計画道路等の整備推進
		⑤-1	新技術の活用
2-2	長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生	①-3	業務継続体制の確保
		①-4	消防等の資機材整備と訓練環境の強化
		①-6	防災関係機関相互の連携強化
		①-7	広域応援・受援体制の整備
		①-8	島しょ部への対応
		①-14	消防本部等の情報通信施設の整備
		①-21	島しょ部への体制整備
		②-11	避難路等の整備
		②-12	避難場所及び避難所の整備
		②-24	自助による食料・飲料水の準備
		②-26	備蓄体制の確保
		③-5	島しょ部の医療体制の充実
		④-3	多様な情報伝達手段による迅速化
		④-4	島しょ部の情報通信の整備
		④-6	代替路確保のための情報共有
		④-7	道路施設の耐震化
		④-11	港湾長寿命化計画に基づく維持管理
		⑤-1	河川・海岸堤防等の地震・津波対策
		⑤-12	土石流危険渓流の対策
		⑤-13	急傾斜地崩壊危険箇所の対策
		⑤-14	地すべり危険箇所の対策
		⑤-15	山地災害危険箇所の対策

2-3	消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	㉑-4	消防等の資機材整備と訓練環境の強化
		㉑-5	職員・町民への防災訓練の実施
		㉑-7	広域応援・受援体制の整備
		㉑-10	発災時の建設業者等の作業体制確保
		㉑-12	災害対応業務の標準化
		㉑-13	消防団屯所等の耐震化
		㉑-14	消防本部等の情報通信施設の整備
		㉑-15	訓練による救助・救急体制の整備
		㉑-17	緊急消防援助隊等の応援・受援体制整備
		㉑-20	自衛隊との連絡体制整備
		㉑-21	島しょ部への体制整備
		㉒-33	自主防災組織の結成及び活動促進
		㉒-34	自主防災組織の強化及びリーダーの育成
		㉓-7	消防団の活性化及び育成強化
		㉔-1	新技術の活用
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	㉑-2	非常用電源等の確保
		㉒-7	社会福祉施設等の連携強化や資機材等の整備
		㉒-7	道路施設の耐震化
		㉒-11	港湾長寿命化計画に基づく維持管理
		㉓-1	河川・海岸堤防等の地震・津波対策
2-5	多数かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	㉑-3	業務継続体制の確保
		㉒-27	発災時における行動の啓発
		㉒-28	発災後の事業所対応の啓発
		㉒-29	帰宅困難者の避難所等の対策
		㉒-30	徒歩帰宅者への支援体制整備
		㉒-31	帰宅困難者への情報提供体制整備
2-6	医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺	㉒-1	緊急輸送路確保の体制整備
		㉑-6	防災関係機関相互の連携強化
		㉑-7	広域応援・受援体制の整備
		㉒-1	被災地のための医療救護体制の整備
		㉒-3	医療救護のための輸送・供給体制の確保
		㉒-4	避難所等の医療・保健衛生等の体制整備
		㉒-5	島しょ部の医療体制の充実
		㉒-6	社会福祉施設等の被災者支援の体制整備
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	㉒-7	社会福祉施設等の連携強化や資機材等の整備
		㉑-6	防災関係機関相互の連携強化
		㉑-7	広域応援・受援体制の整備
		㉒-8	感染症等の対策

事前に備えるべき 目標 ③	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
------------------	------------------------------

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針	
3-1	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	㉑-1	防災拠点等の耐震化
		㉑-2	非常用電源等の確保
		㉑-3	業務継続体制の確保
		㉑-6	防災関係機関相互の連携強化
		㉑-7	広域応援・受援体制の整備
		㉑-13	消防団屯所等の耐震化
		㉒-1	学校等の耐震化
		㉒-2	公共施設等の耐震化
		㉒-12	避難場所及び避難所の整備
		㉔-2	発災時の車両等への燃料確保
		㉕-7	道路施設の耐震化
		㉖-1	河川・海岸堤防等の地震・津波対策
		㉖-2	河川の維持管理及び施設の整備
		㉖-12	土石流危険渓流の対策
		㉖-13	急傾斜地崩壊危険箇所の対策
		㉖-14	地すべり危険箇所の対策
		㉗-1	新技術の活用

事前に備えるべき 目標 ④	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
------------------	--------------------------------

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針	
4-1	情報通信の麻痺・長期停止 により災害情報が必要な者 に伝達できない事態	㉑-14	消防本部等の情報通信施設の整備
		㉑-3	住宅等の耐震化
		㉑-10	避難行動要支援者に対する支援体制整備
		㉑-22	電力供給体制の整備
		㉑-23	ガス供給体制の整備
		㉑-32	観光客等への情報提供体制整備
		㉑-1	避難情報の伝達体制の整備
		㉑-2	要配慮者への情報伝達体制の整備
		㉑-3	多様な情報伝達手段による迅速化
		㉑-5	外国人への情報提供体制整備
		㉑-6	発災時の重要通信体制の確保
		㉑-7	発災時の情報通信等の送出・受信の確保

事前に備えるべき 目標 ⑤	大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
------------------	---

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針	
5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給の停止	㉑-10	発災時の建設業者等の作業体制確保
		㉑-2	発災時の車両等への燃料確保
		㉑-4	燃料供給ルート確保
		㉑-1	企業の事業継続体制の確保
		㉑-7	道路施設の耐震化
		㉑-11	港湾長寿命化計画に基づく維持管理
		㉑-1	河川・海岸堤防等の地震・津波対策
5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	㉑-1	河川・海岸堤防等の地震・津波対策
		㉑-5	有害物質汚染防止等の対策
		㉑-1	新技術の活用
5-3	食料等の安定供給の停滞	㉑-25	食料・飲料水の調達体制確保
		㉑-2	サプライチェーンの途絶対策
		㉑-2	緊急輸送体制の構築
		㉑-5	地域住民による地域資源の保全管理
		㉑-7	農業生産基盤等の改修・整備
		㉑-8	農地等の塩害対策
		㉑-10	漁港長寿命化計画に基づく整備
		㉑-11	漁港施設の防災機能強化

事前に備えるべき 目標 ⑥	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
------------------	---

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針	
6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	㉔-22	電力供給体制の整備
		㉔-23	ガス供給体制の整備
		㉔-1	再生可能エネルギーの導入促進
		㉔-1	新技術の活用
6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止	㉔-18	地下水・再生水等の整備利用
		㉔-20	上水道施設の耐震化等や広域応援体制の整備
		㉔-21	下水道施設の管理やBCP策定等の体制整備
		㉔-7	農業生産基盤等の改修・整備
		㉔-6	合併浄化槽の転換促進
		㉔-1	新技術の活用
6-3	地域交通のネットワークが分断する事態	㉔-10	発災時の建設業者等の作業体制確保
		㉔-11	関係機関の連携による減災対策の促進
		㉔-11	避難路等の整備
		㉔-1	緊急輸送路確保の体制整備
		㉔-5	都市計画道路等の整備推進
		㉔-6	代替路確保のための情報共有
		㉔-7	道路施設の耐震化
		㉔-8	橋梁の長寿命化計画策定及び代替路の確保
		㉔-9	道路施設の維持管理
		㉔-10	道路空洞化の防止
		㉔-11	港湾長寿命化計画に基づく維持管理
		㉔-12	新幹線の導入促進
		㉔-13	島しょ部の道路施設等の対策

事前に備えるべき 目標 ⑦	制御不能な二次災害を発生させない
------------------	------------------

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針	
7-1	市街地での大規模火災の発生	㉑-4	消防等の資機材整備と訓練環境の強化
		㉑-13	消防団屯所等の耐震化
		㉑-14	消防本部等の情報通信施設の整備
		㉑-18	地震火災に対する活動体制整備
		㉑-19	消防団の活性化
		㉒-13	地域の火災対策
		㉒-14	火災に対する訓練の実施
		㉒-15	市街地の火災対策
		㉒-16	火災に対する避難場所等の整備
		㉒-33	自主防災組織の結成や活動促進
		㉒-34	自主防災組織の強化及びリーダーの育成
		㉓-1	新技術の活用
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	㉑-14	消防本部等の情報通信施設の整備
		㉒-1	学校等の耐震化
		㉒-3	住宅等の耐震化
		㉒-17	老朽化空き家対策の推進
		㉑-3	多様な情報伝達手段による迅速化
		㉓-1	新技術の活用
7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	㉑-11	関係機関の連携による減災対策の促進
		㉓-1	ため池に対する避難体制の確立
		㉓-2	老朽化ため池の整備
		㉓-3	大規模ため池の耐震化
		㉓-4	中小規模ため池の整理・保全
		㉑-1	河川・海岸堤防等の地震・津波対策
		㉑-2	河川の維持管理及び施設の整備
7-4	農地等の荒廃による被害の拡大	㉓-6	地域資源の保全管理による地域防災力強化
		㉓-9	鳥獣被害の防止対策
		㉓-12	多様な森林整備の推進
		㉓-13	地域コミュニティと連携した森林整備保全
		㉓-14	災害に強い森林づくりの推進
		㉑-10	土砂災害危険区域付近の住民への啓発
		㉑-15	山地災害危険箇所の対策

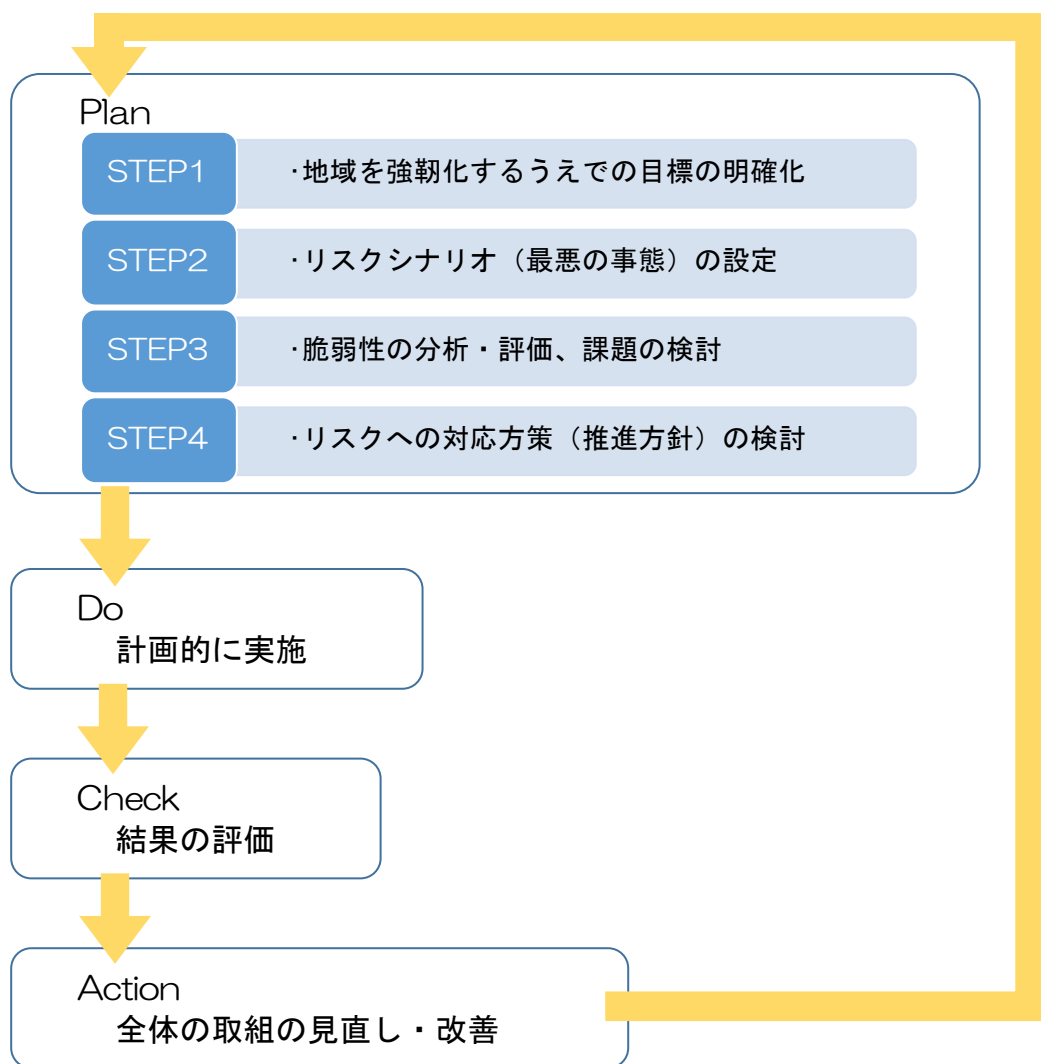
事前に備えるべき 目標 ⑧	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する
------------------	---

リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	㉔-4	港湾区域内航路確保の体制整備
		㉕-1	災害廃棄物仮集積場等の候補地選定
		㉕-2	廃棄物処理に係る人材育成
		㉕-3	廃棄物処理施設の強化
		㉕-4	津波等による漂流物の回収処理体制の整備
8-2	災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態	㉖-3	業務継続体制の確保
		㉖-9	地域の人材確保体制の強化
		㉖-10	発災時の建設業者等の作業体制確保
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	㉖-3	業務継続体制の確保
		㉖-4	消防等の資機材整備と訓練環境の強化
		㉖-13	消防団屯所等の耐震化
		㉗-4	文化財の適切な管理
		㉗-33	自主防災組織の結成や活動促進
		㉗-34	自主防災組織の強化及びリーダーの育成
		㉘-1	地域防災力の強化
8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	㉘-1	新技術の活用
		㉖-10	発災時の建設業者等の作業体制確保
		㉕-1	河川・海岸堤防等の地震・津波対策
		㉕-5	洪水等の避難体制確立及び排水施設の整備
		㉙-1	地籍調査事業の促進
		㉙-3	災害に強いまちづくり対策

VI 計画の推進と不断の見直し

1 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進

本計画を着実に推進するにあたり、計画の達成度や進捗状況を管理するための重要業績指標（K P I）を「資料2」のとおり設定することとし、実施に係る問題点、国土強靱化基本計画の修正内容等を踏まえつつ、Plan（施策の再重点化・見直し、他の関連計画の修正）、Do（施策の計画的な実施）、Check（進捗状況等の把握、結果の評価）、Action（全体の取組の見直し・改善）で構成されるP D C Aサイクルによる点検、見直しを行っていくこととする。



2 計画の不断の見直し

本計画においては、地域の強靱化の推進に関して、中長期的かつ広域的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の地域の強靱化を取り巻く社会経済情勢、科学的知見等の変化などを勘案し、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

さらに、本計画は国基本計画及び県地域計画との調和が必要であり、本計画の中で国や県の施策等の位置づけを検討する場合も想定されることから、国や県と十分に連携・協力しながら本計画の見直しを行うものとする。

【リスクシナリオごとの脆弱性評価結果】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－1：住宅・建築物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- (1) 住宅・建築物等の耐震化については、その必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、外壁等の非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【民・政】
- (2) 大規模な地震や風水害が発生した時に被害を受けやすい電柱等の脆弱性を解消するため、それらの施設の安全性を向上させる必要がある。【業・政】
- (3) 住宅・建築物等の火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、地震時等に大規模火災のリスクが高い住宅密集地の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。【民・業・政】
- (4) 管理が不十分な老朽化した空き家は、防災上のみならず防犯上も危険であるため所有者の意向を踏まえつつ、危険と判断された場合は早期の除却が必要である。【民・政】
- (5) 災害予防のために、文化財及び文化施設の安全管理及び対策を行う必要がある。【民・政】
- (6) 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。【政】
- (7) 帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。【業・政】

1－2：不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- (1) 大規模集客施設において、停電や火災の発生、情報提供の遅れなど複数の条件が重なることにより、利用者の中でパニックが発生する可能性がある。また混雑状況が激しい場合、集団転倒などにより人的被害が発生する可能性もあるので、その対策が必要となる。【業・政】
- (2) 建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、外壁等の非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【業・政】
- (3) 建築物等全ての耐震化を短期間に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。【民・業・政】

1－3：大規模津波等による多数の死者の発生

- (1) 南海トラフ地震（最大クラス）等の広域的かつ大規模の災害が発生した場合には、現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、津波への対策や地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Ｊアラートの自動起動機の整備等による町民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。【政】
- (2) 河川や海岸堤防等について「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する必要がある。【政】
- (3) 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。【民・政】
- (4) 津波をはじめとする自然災害からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、沿道建築物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【民・政】
- (5) 県と連携して津波ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。【政】
- (6) 水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。【政】
- (7) 島しょ部では津波災害が発生した場合に速やかな対応が困難になるものと想定されるため、本土との連携を緊密にし、災害対応能力を高める必要がある。【政】
- (8) 河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。【政】

1－4：異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- (1) 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、県が策定している河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場等の排水施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【民・政】
- (2) 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。【業・政】
- (3) 県と連携して浸水に関するハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。【政】

１－５：大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

- (1) Jアラートの自動起動機の整備等による町民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定等が進められているが、広域かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、対応方策について検討する必要がある。【政】
- (2) 想定している規模以上の土砂災害、ため池の決壊等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。【政】
- (3) 社会経済上重要な施設の保全のための施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【民・政】
- (4) 農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【民・政】
- (5) 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【民・政】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1：被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止

- (1) 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、県道を含めた複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【業・政】
- (2) 大規模地震が発生した場合に速やかな救命・救急、救助活動や緊急物資輸送体制を強化するため、道路等の整備を早期に完成する必要がある。また、香川県道路啓開計画に基づき道路の啓開を行う必要がある【政】
- (3) 多数の町民が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。【政】
- (4) 発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【業・政】
- (5) 水道施設の耐震化と老朽化対策を着実に推進する一方、応急給水拠点の整備、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。【業・政】
- (6) 食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。【民・業・政】
- (7) 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインに基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。【業・政】
- (8) 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、町、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援（「プッシュ型支援」後に引き続き支援の形態）の円滑かつ確かな実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と併せて対応手順等の検討を進める必要がある。【業・政】

2-2：長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生

- (1) 道路の防災、震災対策や港湾の耐震岸壁の整備、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進めているが、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には、島しょ部では現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、取組を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。【民・政】
- (2) 高齢化率の高い島しょ部においては、災害発生時に航路等が寸断した場合に交通手段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれがあるため、周辺自治体との連携並びに物資供給ルートや避難路、代替航路を確保するための取組を促進するとともに、民間との連携等による備蓄の推進を図る必要がある。【民・業・政】
- (3) 島しょ部は災害対処機能が十分に整備されていない場合も多く、また海に隔てられているため速やかな災害対処に困難が伴う場合が多い。このため、本土との連携を緊密にし本土の災害対応能力の活用を行う必要がある。【民・政】

- (4) 島しょ部は土地利用上の制約も多く、避難場所が限定される可能性もあるので、安全かつ安心して避難できる場所を確保する必要がある。【民・政】
- (5) 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。
【民・政】
- (6) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【政】

2-3：消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- (1) 消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、町外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。【民・業・政】
- (2) 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。【民・業・政】
- (3) 消防団屯所等は施設の耐災害性を強化する必要がある。【政】

2-4：救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- (1) 需要側においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。【民・業】
- (2) エネルギー供給のためのインフラ被災時にはエネルギーを供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。【政】

2-5：多数かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- (1) 帰宅困難者対策については、受け入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等について、必ずしも防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受け入れ態勢の確保を図る必要がある。【業・政】
- (2) 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。【政】
- (3) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【政】

2－6：医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

- (1) 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【業・政】
- (2) 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。【業・政】
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）については、全ての災害拠点病院に配置済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。【業・政】

2－7：被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- (1) 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。【業・政】
- (2) 災害時における医療活動を支えるため、疫病・感染症の拡大抑制に対する取組を着実に推進する必要がある。【業・政】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1：自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- (1) 職員の被災や首長・幹部職員など指揮命令権者の不在で業務に混乱を生じる可能性がある。また、地方自治体業務の機能不全は、事後の全ての段階の回復速度に直接的に影響することから、復旧・復興の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【政】
- (2) BCPの見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。【政】
- (3) 島しょ部が被災した場合、地域内の限られた人数での対応となることが想定されるため、自治体職員の派遣計画を講ずる必要がある。【政】
- (4) 庁舎施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が行われており、現在実施中の新庁舎が完成すれば最低限の人命の安全確保と機能確保が図られるため、着実に推進する必要がある。【政】
- (5) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。【政】
- (6) 学校施設等において、外壁等の非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【政】
- (7) 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【業・政】
- (8) 南海トラフ地震（最大クラス）や大規模な風水害をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、町の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。【政】
- (9) 庁舎やその他公共施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や河川・海岸堤防の耐震・耐津波性の強化など、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強等を着実に推進する必要がある。【業・政】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4－1：情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- (1) 震度6弱以上の多くの地域や津波浸水地域で屋外施設や需要家屋の被災、通信設備の損壊等により、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。また、電柱の折損等により固定電話が利用困難な地域では、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。【業・政】
- (2) 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【業・政】
- (3) 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう町や消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。【業・政】
- (4) 町民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。【民・業・政】
- (5) 町内には多くの外国人が居住しているが、言語の違い等により防災知識や情報の理解が困難となる場合があるので、災害時を見据えた支援を図る必要がある。【民・政】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1：社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- (1) 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路の確保に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。【業・政】
- (2) 町内中小企業に対し、策定の必要性についての普及啓発及び策定の促進に取り組む必要がある。【業・政】
- (3) 被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。【業】

5-2：重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- (1) 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、河川・海岸堤防の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【業・政】
- (2) 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県と連携して対応する必要がある。【業・政】

5-3：食料等の安定供給の停滞

- (1) 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した食料等の供給・確保に関し、食品産業事業者や施設管理者との協定締結を推進していく必要がある。【業・政】
- (2) 災害時に食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。【業・政】
- (3) 災害時に食料等を安定して迅速かつ的確に供給できるよう、町は協定を締結している事業者と物資搬送訓練等を行う必要がある。【業・政】
- (4) 農林水産業に係る生産基盤等については、災害に対応するため水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。併せて施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携した施設の保全・管理を推進する。【民・業・政】
- (5) 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、各々の災害対応力を強化する必要がある。【政】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1：電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

- (1) 主に震度6弱以上の地域及び津波で浸水する地域で、電柱（電線）の被害等が発生し、停電する可能性があるため、早期の復旧を図る必要がある。また、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。【業】
- (2) エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。【業・政】
- (3) エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【業・政】

6-2：上下水道等の長期間にわたる供給停止

- (1) 上水道、工業用水道施設等の耐震化が進められているが、基幹管路の延長が長いことから、町や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で供給停止となる可能性があるため、その対策が必要となる。【業・政】
- (2) 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、BCPの策定、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。【民・業・政】
- (3) 管路の被災により、揺れの強い地域、浸水地域を中心に処理が困難となる可能性があるが、町と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で処理場の機能停止が想定されるため、県及び関係市町と連携してBCPの策定を促進していく必要がある。【政】
- (4) 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する必要がある。【民・政】

6-3：地域交通のネットワークが分断する事態

- (1) 陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。【業・政】
- (2) 発災後は周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性もあるので、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等により情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【業・政】
- (3) 物流インフラが被災した場合には事業者だけでは解決できない問題があり、関係機関との協力・連携のもとでハード・ソフト両面の対策について、事前に十分準備する必要がある。【業・政】
- (4) 多度津港及び各離島の港において、大規模災害時に緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能をできる限り早期に回復できること等を行えるようにする必要がある。【政】

- (5) 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送ルート代替性の確保を図る必要がある。また、幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。【業・政】
- (6) 島しょ部では、海路が寸断され救助活動や物資支援の障害となることが想定されるため、早期に啓開できるよう計画を立てる必要がある。【民・政】
- (7) 輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。【業・政】
- (8) 大規模な自然災害が発生した場合の防災・減災に対する施設整備が途上であること、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【民・業・政】

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1：市街地での大規模火災の発生

- (1) 大規模な地震災害や風水害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化や町外からの応援の受入等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。【民・業・政】
- (2) 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、地震時等に大規模火災のリスクが高い住宅密集地の改善整備については、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から住宅密集地の改善に向けて取り組む必要がある。【民・政】

7-2：沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- (1) 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、県と連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。【民・政】
- (2) 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。【民・政】

7-3：ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- (1) ため池については、築造年代が古く、堤体や取水施設、洪水吐等の老朽化が進行しているものが多く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクが高いため、一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する必要がある。【民・業・政】
- (2) 河川整備については、県の河川整備計画に基づき整備を行っているが、大規模な風水害が発生した場合には浸水するおそれもあるので、完了に向けて計画的かつ着実に整備を行う必要がある。【政】
- (3) 土砂災害防止対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり、大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、県・町・地域住民・施設管理者等が連携し、ハード・ソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。【民・政】

7-4：農地等の荒廃による被害の拡大

- (1) 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【民・政】
- (2) 森林については、多度津町森林整備計画において、水源かん養機能維持増進森林及び山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林の機能が良好に保つよう努めているが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【民・政】
- (3) 森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の保全等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【民・政】
- (4) 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生等、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域においてハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。【民・政】

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮集積場等の候補地の選定を促進する必要がある。【政】
- (2) 海に流出した災害廃棄物は、海岸に漂着するもの、海底に堆積するもの、海中を浮遊するもの、海面を漂流するもの等があり、これらを放置した場合に船舶航行や港湾・漁港への入港等の際に安全上の障害、漁業従事上の支障となるため、対策を検討する必要がある。【業・政】
- (3) 国の災害廃棄物対策指針を踏まえた災害廃棄物処理計画に基づいた適切な処理を行うために、実効性の向上に向けた人材育成を図る必要がある。【政】

8-2：災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定等の取組が進められているが、被災した建築物や宅地等の危険度判定や道路啓開、また復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【業・政】
- (2) 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【政】

8-3：地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- (1) 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要な地域の防災力を構築する必要がある。町は、地区防災計画作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有による地域の防災力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、県と連携しながら対応する必要がある。【民・政】
- (2) 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【政】
- (3) 緊急消防援助隊等の拡充や装備・資機材等の一層の充実に努めるとともに、訓練練度の向上が必要でありそのための訓練施設の整備を検討する必要がある。【政】
- (4) 災害予防のために、文化財及び文化施設の安全管理及び対策を行う必要がある。【民・政】
- (5) 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、検討が必要となる。【政】

8－4：広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる
事態

- (1) 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。【政】
- (2) 地震に伴い広域的な地盤沈降が発生し、津波等の浸水が引かない状態が発生する可能性があるため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。【政】
- (3) 湛水地域における排水、地盤の嵩上げ、防潮堤等の新設等、インフラ整備や構造物建設を開始する前の基盤整備が必要となり、復旧作業の長期化、作業人員の不足、膨大なコストが生じる等の問題が発生するため、対策検討が必要となる。【政】
- (4) 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるので、調査等の更なる推進を図る必要がある。【民・政】

【重要業績指標（KPI）】

	指標	現状(R2.3)	目標(R6.3)	リスクシナリオ	関係課
1	防災拠点となる公共施設の耐震化率	94%	100%	1-1,1-2,3-1,7-2	総務課
2	地区別防災訓練の参加人数(年間)	230 名	300 名	1-1,1-3,2-3,	
3	地区防災計画の策定地区数(累計)	3 地区	5 地区	7-1,8-3	
4	家具類転倒防止対策促進事業補助件数(累計)	8 件	30 件	1-1,8-3	
5	町業務継続計画の策定	策定済	適切な改定	2-2,2-5,3-1, 8-2,8-3	
6	防災士資格取得補助件数(累計)	5 件	10 件	2-3,7-1,8-3	
7	住宅用太陽光発電システム設置事業補助基数(累計)	515 基	675 基	6-1	住民環境課
8	橋梁点検調査数(累計)	77 橋	112 橋(R4)	1-1,1-3,2-4,3-1, 5-1,6-3	建設課
9	橋梁補修数(累計)	6 橋	11 橋		
10	基幹道路整備率	92%	100%(R2)		
11	防災機能を持たせた公園施設数	0 施設	1 施設	1-1,7-1	
12	町営住宅の長寿命化改善数(累計)	1 棟	4 棟	1-1,4-1,7-2	
13	町営住宅建替及び用途廃止対象住宅除却数(累計)	38 棟	56 棟		
14	民間住宅の耐震診断件数(累計)	51 件	59 件(R2)		
15	民間住宅の耐震改修件数(累計)	18 件	24 件(R2)		
16	民間危険ブロック塀等除去件数(累計)	21 件	36 件(R2)	1-1,7-2	
17	老朽危険空き家の除去数(累計)	36 件	45 件(R2)		
18	雨水幹線整備率(排水ポンプ、函渠等)	0%	100%	6-2	
19	下水道施設耐震化率(ポンプ、管渠等)	0%	100%		
20	下水道施設更新率(ポンプ、管渠等)	0%	100%		
21	合併処理浄化槽設置整備補助基数(累計)	1,208 基	1,368 基		
22	白方漁港海岸整備率	50%	100%	1-3,2-1,6-3	産業課
23	白方漁港(海岸・施設)長寿命化整備率	90%	95%		
24	有害鳥獣による農業被害額	6,272 千円	5,000 千円	7-4	
25	新規就農者数(累計)	6 人	11 人		
26	農業集落法人数	10 組織	12 組織		
27	地籍調査の進捗率	25.8%	47.2%	8-4	
28	幼稚園・小学校外壁等改修率	0%	100%	1-1,1-2,1-3, 3-1,7-2	教育課
29	耐震性防火水槽の整備基数(累計)	9 基	14 基	1-1,1-2,7-1	消防本部
30	消防団員数	125 人	143 人	2-3,7-1	
31	消防車両等の更新率	76%	88%(R8)		